

基本施策12 支え合いの地域づくりと自立支援

【施策統括課：福祉総務課 主な関係課：生活福祉担当】

<現状と課題>

- 社会状況の変化等に伴い、今後ますます地域における福祉的課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー。略称CSW¹⁹）及び生活支援コーディネーター²⁰ 事業等を積極的に展開していくとともに、市民、団体、NPO、事業者など多様な主体との連携・協働による福祉活動への参加者や活動分野の拡大を図る必要があります。
- 全国的な高齢化の進展とあいまって、生活保護費を含む扶助費の増加に歯止めがかからない状況が続いており、各自治体における財政の硬直化を招く大きな課題とされている中、国では平成27(2015)年4月1日より「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する各自治体が実施主体となって、民間団体とも協働しつつ、生活困窮者の自立の促進に向けた包括的な事業を実施することとしています。
- コロナ禍において福祉総合相談窓口での相談が大幅に増加し、制度改正等により対象者が拡大されたことで住居確保給付金の支給件数は、急増しています。今後も経済活動等への制限が続く場合、生活困窮者等からの相談が増加することが見込まれるため、適切に自立支援施策の取組を行っていく必要があります。
- 全国の生活保護受給者数は、令和3(2021)年3月時点(概数)では、被保護者数が2,053,268人、被保護世帯数が1,641,536世帯となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯数は前年度より伸びる傾向があるものの、人数は、平成27(2015)年3月をピークに、緩やかに減少に転じています。一方、国立市の生活保護受給者数は、この間継続して増加傾向が続いており、令和3(2021)年3月時点の被保護者数は1,172人、被保護世帯数は939世帯です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安が広がる中で、改めて生活保護制度の意義が問い直されています。生活保護は、憲法第25条に規定されている生存権を具現化するものです。国立市行政があらゆる取り組みの基底と位置づけるソーシャルインクルージョンの理念のもとに、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう、生活保護行政を運営していくことが求められています。
- 国立市の生活福祉行政においては、平成30(2018)年度に生活保護業務の不適正な事務処理が明らかとなりました。その振り返り、反省を真摯に行うとともに、第三者委員会となる「国立市生活保護適正化に関する調査検証委員会」での検証、議論をもとにした取り組みが求められています。生活保護法の目的である「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ために、国立市の生活福祉行政がより良いものとなるよう、組織

19 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

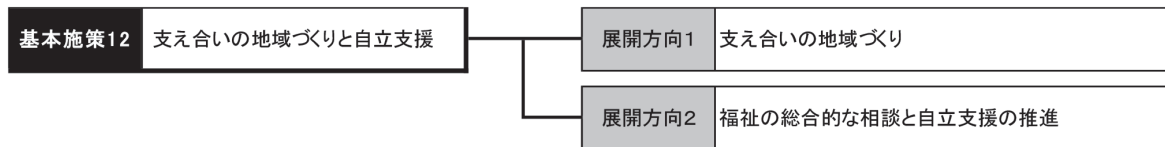
20 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

として取り組んでいかななくてはなりません。

- 生活保護受給世帯は、分類上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯に分類されます。世帯類型別にみると、全国的な傾向は、高齢世帯の伸びが著しく、それ以外の世帯は減少傾向であるものの、国立市に同様の傾向はなく、稼働能力があるとされる年齢層が多く分類される「その他の世帯」も増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の取り組みとともに、生活保護受給者に対する自立支援施策の取り組みを行っていく必要があります。
- また、様々な課題を抱えている方の困難が社会的に顕らかになっている中で、庁内の様々な部署、人材と連携するとともに、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO、民生委員等の関係機関と連携、協働を通じた、多職種連携による受給者の生活をトータルで支援していくことが求められています。
- 平成29(2017)年4月に住宅セーフティネット法が改正され、住宅確保に配慮が必要な方(高齢者、しょうがいしゃ等)への民間賃貸住宅への入居支援が求められています。
- 平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29(2017)年3月には、国により「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。市町村においては、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域連携ネットワークの設立と円滑な運営に積極的な役割を果たすこととされています。
- 平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、市町村においても「再犯防止推進計画」の策定に努め、地域の状況に応じて施策を実施することが求められています。
- 平成28(2016)年4月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援が受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。また、令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国での自殺者が令和元(2019)年に比べて756人、3.7%増加し、11年ぶりの増加となりました。さらに男性の自殺者は減少した一方、女性の自殺者は令和元(2019)年と比べて885人、14.5%と大幅に増加しました。国立市においては同様の傾向は見られないものの、「自殺対策計画」を策定するとともに、全庁的な取組として自殺対策を推進する必要があります。
- 令和元(2019)年12月に東京都が「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定しました。しょうがいしゃや高齢者等の現状の労働市場では仕事が見つかりにくい人を対象とし、インクルージョンの視点とビジネス的な手法を用いた働く場の創設が求められています。

<施策の目的及び体系>

ソーシャルインクルージョンの考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、生活困窮者の自立を促進します。



<展開方向1:支え合いの地域づくり>

【目的】

支え合いの地域づくりを進めることで、地域の課題を地域自らで解決できるまちを目指します。

【手段】

- ◆地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じ、地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。
- ◆災害時要援護者支援事業を通じて、災害時に一人では逃げられない要援護者(要配慮者)を地域で支援する仕組みづくりを行うとともに、日常においても地域で要援護者を見守る体制の構築につなげます。
- ◆多様化、複雑化している、地域における福祉ニーズを捉えた地域福祉²¹ 団体の活動を支援します。
- ◆地域の力を活用して、再犯防止の取組を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ◆不動産事業者等との連携を強化し、住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023年	2027年
福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	12.7 (2018年)	16.0	18.0
グループ活動や地域活動に参加していない市民の割合	%	国立市市民意識調査	58.3 (2018年)	55.0	53.0

21 それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

<展開方向2：福祉の総合的な相談と自立支援の推進>

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民がその課題を解決し自立できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

- ◆憲法第25条に規定されている生存権を具現化する生活保護行政をより良いものとし、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう支援を行います。
- ◆制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的に支援します。
- ◆生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計相談・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。
- ◆住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や資金の貸付を行います。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等を配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、適切な支援を提供します。
- ◆全庁的に様々な機会を捉え、生きることの包括的な支援として自殺防止の取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023年	2027年
市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	26.2 (2018年)	55.0	58.0
生活に困窮している市民から相談を受け、就労支援によって就職につながった割合	%	同左	52.6 (2018年)	73.0	75.0